

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー  
（名称）ネットワンシステムズ株式会社  
（法人番号 7010701007922）

上記被審人に対する令和 3 年度（判）第 1 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 8 1 1 0 万 9 9 9 7 円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 3 年 1 0 月 6 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 3 年 8 月 5 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワーに本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、架空循環取引による売上の過大計上及び回収可能性の低い立替金に係る特別損失の不計上等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年6月17日	第29期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲124百万円であるところを1,508百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
2	令和2年3月13日	第29期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲124百万円であるところを1,015百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の不計上
3	平成28年8月12日	第30期第1四半期（平成28年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲366百万円であるところを▲273百万円と記載	売上上の過大計上

4	平成 28 年 11 月 11 日	第 30 期第 2 四半 期（平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	経常利益が ▲ 2 百万円であ るところを 274 百万円と記 載	売上の過大計 上
5	平成 29 年 2 月 10 日	第 30 期第 3 四半 期（平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲94 百万円であ るところを 441 百万円と記 載	・売上の過大計 上 ・特別損失の不 計上
6	平成 29 年 6 月 16 日	第 30 期（平成 28 年 4 月 1 日～平 成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が 1,075 百万円で あるところを 3,822 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・特別損失の不 計上
7	令和 2 年 3 月 13 日	第 30 期（平成 28 年 4 月 1 日～平 成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書の訂正 報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が 1,075 百万円で あるところを 3,584 百万円と 記載	・売上原価の過 少計上 ・特別損失の不 計上
8	平成 29 年 8 月 9 日	第 31 期第 1 四半 期（平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	経常利益が ▲147 百万円で あるところを 400 百万円と記 載	売上の過大計 上
9	令和 2 年 3 月 13 日	第 31 期第 1 四半 期（平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書の 訂正報告書	平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲133 百万円で あるところを ▲76 百万円と記 載	売上原価の過 少計上

10	平成 29 年 11 月 8 日	第 31 期第 2 四半 期（平成 29 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 1,418 百万円 あるところを 2,311 百万円と 記載	売上の過大計 上
11	平成 30 年 2 月 8 日	第 31 期第 3 四半 期（平成 29 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が 848 百万円であ るところを 2,640 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・特別損失の不 計上
12	平成 30 年 8 月 9 日	第 32 期第 1 四半 期（平成 30 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 1,007 百万円 あるところを 1,511 百万円と 記載	売上の過大計 上
13	平成 30 年 11 月 8 日	第 32 期第 2 四半 期（平成 30 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲859 百万円 あるところを 3,309 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・特別損失の不 計上
14	令和 2 年 3 月 13 日	第 32 期第 2 四半 期（平成 30 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書の 訂正報告書	平成 30 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲859 百万円 あるところを 241 百万円と記 載	・売上原価の過 少計上 ・特別損失の過 少計上
15	平成 31 年 2 月 7 日	第 32 期第 3 四半 期（平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲79 百万円であ るところを 5,303 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・特別損失の不 計上

16	令和2年 3月13日	第32期第3四半期（平成30年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成30年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲79百万円であるところを 942百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の過少計上
17	令和元年 8月8日	第33期第1四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲196百万円であるところを 1,518百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
18	令和2年 3月13日	第33期第1四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成31年4月1日～令和元年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲196百万円であるところを 2百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の過少計上
19	令和元年 11月7日	第33期第2四半期（令和元年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が 2,656百万円であるところを 5,055百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

## 2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表の番号2及び同7の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条の2第1項、第7条第1項

表の番号3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号6の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号8及び同10の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項、  
第30項

表の番号9の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第4項、第7条第1項

表の番号11、同12、同13及び同15の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第176条第2項、  
第185条の7第6項、第30項

表の番号14、同16及び同18の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第4項、第7条第1項、  
第176条第2項

表の番号17及び同19の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第176条第2項

### 3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第29期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る有価証券報告書（以下「第29期有価証券報告書」という。）について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6  
を乗じて得た額3,882,499円が、

② 6,000,000円

を超えないことから、

6,000,000円

となる。

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第29期有価証券報告書に係る令和2年3月13日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額3,882,499円が、

② 6,000,000円

を超えないことから、

6,000,000円

となる。

表の番号3、同4、同5及び同6の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第30期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)第1四半期(平成28年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第30期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成28年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第30期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成28年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第30期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第30期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第30期第1四半期報告書	3,093,232円
第30期第2四半期報告書	3,487,681円
第30期第3四半期報告書	3,816,741円
第30期有価証券報告書	3,701,402円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第30期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第30期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第30期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第30期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第30期第1四半期報告書、第30期第2四半期報告書、第30期第3四半期報告書及び第30期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第30期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第30期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第30期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第30期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第30期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号7の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第30期有価証券報告書に係る令和2年3月13日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額3,701,402円が、

② 6,000,000円

を超えないことから、

6,000,000円

となる。

表の番号8、同10及び同11の各事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第31期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）第1四半期（平成29年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第31期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年7月1日から同年9月30日ま



で)に係る四半期報告書(以下「第31期第2四半期報告書」という。)及び同事業年度第3四半期(平成29年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第31期第3四半期報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第31期第1四半期報告書	5,207,920円
第31期第2四半期報告書	5,842,867円
第31期第3四半期報告書	7,750,384円

が、第31期第1四半期報告書及び第31期第2四半期報告書については、

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第31期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第31期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第31期第3四半期報告書については、

- ② 6,000,000円

を超えることから、

第31期第3四半期報告書については、7,750,384円の2分の1に相当する額3,870,000円(法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。)

となるが、第31期第1四半期報告書、第31期第2四半期報告書及び第31期第3四半期報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第31期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、7,740,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分(同第30項の規定により1円未満の端数を切り捨て)することとなり、

第31期第1四半期報告書に係る課徴金の額は  
 $7,740,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,870,000)$   
 $= 2,352,583$ 円

第31期第2四半期報告書に係る課徴金の額は  
 $7,740,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,870,000)$   
 $= 2,352,583$ 円

第31期第3四半期報告書に係る課徴金の額は  
 $7,740,000 \times 3,870,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,870,000)$   
 $= 3,034,832$ 円

となる。

表の番号9の事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第31期第1四半期報告書に係る令和2年3月13日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額5,207,920円が、
- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

表の番号12、同13及び同15の各事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第32期事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）第1四半期（平成30年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成30年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（平成30年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第3四半期報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

(	第32期第1四半期報告書	9,123,777円
	第32期第2四半期報告書	11,920,949円
	第32期第3四半期報告書	11,813,854円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えることから、

第32期第1四半期報告書については、9,123,777円の2分の1に相当する額である4,560,000円（法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第32期第2四半期報告書については、11,920,949円の2分の1に相当する額である5,960,000円

第32期第3四半期報告書については、11,813,854円の2分の1に相当する額である5,900,000円

となるが、第32期第1四半期報告書、第32期第2四半期報告書及び第32期第3四半期報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第32期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、11,920,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分（同第30項の規定によ

り 1 円未満の端数を切り捨て) することとなり、

第 32 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$11,920,000 \times 4,560,000 / (4,560,000 + 5,960,000 + 5,900,000) \\ = 3,310,304 \text{ 円}$$

第 32 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$11,920,000 \times 5,960,000 / (4,560,000 + 5,960,000 + 5,900,000) \\ = 4,326,626 \text{ 円}$$

第 32 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$11,920,000 \times 5,900,000 / (4,560,000 + 5,960,000 + 5,900,000) \\ = 4,283,069 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 14 及び同 16 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 32 期第 2 四半期報告書及び第 32 期第 3 四半期報告書に係る令和 2 年 3 月 13 日提出の訂正報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

[	第 32 期第 2 四半期報告書	11,920,949 円
	第 32 期第 3 四半期報告書	11,813,854 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えることから、

第 32 期第 2 四半期報告の訂正報告書に係る課徴金の額は、11,920,949 円の 2 分の 1 に相当する額である 5,960,000 円 (法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。)

第 32 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、11,813,854 円の 2 分の 1 に相当する額である 5,900,000 円

となる。

表の番号 17 及び同 19 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 33 期事業年度 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで) 第 1 四半期 (平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで) に係る四半期報告書 (以下「第 33 期第 1 四半期報告書」という。) 及び同事業年度第 2 四半期 (令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで) に係る四半期報告書 (以下「第 33 期第 2 四半期報告書」という。) ごとに算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6

を乗じて得た額

第 33 期第 1 四半期報告書	15,098,669 円
第 33 期第 2 四半期報告書	15,022,275 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えることから、

第 33 期第 1 四半期報告書については、15,098,669 円の 2 分の 1 に相当する額である 7,540,000 円（法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第 33 期第 2 四半期報告書については、15,022,275 円の 2 分の 1 に相当する額である 7,510,000 円

となる。

表の番号 18 の事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 33 期第 1 四半期報告書に係る令和 2 年 3 月 13 日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 15,098,669 円が

② 6,000,000 円

を超えることから、15,098,669 円の 2 分の 1 に相当する額である 7,540,000 円（法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。）

となる。